

北海道支社

道路状況監視用クラウドカメラリース契約

仕様書（案）

令和 年 月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

## 1 適用

本仕様書は東日本高速道路株式会社 北海道支社（以下「当社」という。）が発注する「北海道支社 道路状況監視用クラウドカメラリース契約」に適用する。

## 2 調達概要

### 2-1 件名

北海道支社 道路状況監視用クラウドカメラリース契約

### 2-2 調達内容及び数量

- ・クラウドカメラ 152台
- ・クラウドカメラ（ソーラー式） 2台

### 2-3 数量内訳

事務所	台数
室蘭管理事務所	45台
北広島管理事務所	21台（うちソーラー式2台）
札幌管理事務所	40台
旭川管理事務所	19台
帯広管理事務所	29台

### 2-4 納入場所

- 北海道室蘭市崎守町316-3（室蘭管理事務所）
- 北海道北広島市大曲並木1丁目1-1（北広島管理事務所）
- 北海道札幌市白石区米里2条2丁目4-1（札幌管理事務所）
- 北海道旭川市字近文7線南1号5766-4（旭川管理事務所）
- 北海道河東郡音更町字音更西2線7-3（帯広管理事務所）

### 2-5 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和9年11月30日とする。

## 2-6 監督員

本契約の監督員は次の通りである。各監督員の権限については、次に定める事項とする。

監督員	所掌	権限
室蘭管理事務所長	室蘭管理事務所納品分	リース契約書第5条第1項第4号
北広島管理事務所長	北広島管理事務所納品分	リース契約書第5条第1項第4号
札幌管理事務所長	札幌管理事務所納品分	リース契約書第5条第1項第4号
旭川管理事務所長	旭川管理事務所納品分	リース契約書第5条第1項第4号
帯広管理事務所長	帯広管理事務所納品分	リース契約書第5条第1項第4号
北海道支社 道路事業部 事業統括課長	上記範囲	リース契約書第5条（第1項第4号を除く）

## 2-7 機器のリース期間

事務所	リース期間	台数
室蘭管理事務所	令和6年8月1日から令和9年10月31日まで	7台
	令和6年10月1日から令和9年10月31日まで	24台
	令和7年8月1日から令和9年10月31日まで	7台
	令和8年8月1日から令和9年10月31日まで	7台
北広島管理事務所	令和6年12月1日から令和9年10月31日まで	17台 (うちソーラー式 2台)
	令和7年11月1日から令和9年10月31日まで	2台
	令和8年11月1日から令和9年10月31日まで	2台
札幌管理事務所	令和6年8月1日から令和9年10月31日まで	20台
	令和6年9月1日から令和9年10月31日まで	20台
旭川管理事務所	令和6年9月1日から令和9年10月31日まで	19台
帯広管理事務所	令和6年10月1日から令和9年10月31日まで	29台

### 3 リース機器の納入期限

納入期限は、下表の通りとする。

事務所	納入期限	台数
室蘭管理事務所	令和6年7月31日まで	7台
	令和6年9月30日まで	24台
	令和7年7月31日まで	7台
	令和8年7月31日まで	7台
北広島管理事務所	令和6年11月29日まで	17台（うちソーラー式2台）
	令和7年10月31日まで	2台
	令和8年10月30日まで	2台
札幌管理事務所	令和6年7月31日まで	20台
	令和6年8月30日まで	20台
旭川管理事務所	令和6年8月30日まで	19台
帯広管理事務所	令和6年9月30日まで	29台

### 4 納入検査及び引渡し

受注者は、リース機器を調達し納入期限までに納入するとともに様式第1号を提出し、当社の納入検査を受けなければならない。

### 5 支払手続き

リース料の支払い方法は、受注者が指定する金融機関の口座への振込による。

また、発注者が受注者の指定する金融機関の口座へのリース料の振込手続きを完了した時をもってリース料の支払が完了したものとする。

なお、受注者が指定する金融機関の口座は、日本国内の銀行の本支店とし、銀行振込にかかる手数料等は発注者の負担とする。

9月及び3月分の請求については、契約書第30条第1項によらず、当該月の末日で請求するものとし、請求書を郵送する場合は、発注者が指示する日までに届くよう手配するものとする。

### 6 秘密保持

#### 6-1 目的

本契約を遂行するため、知り得た秘密情報及び個人情報の取扱いに関して、以下の通り定めるものとする。

## 6-2 定義

秘密保持に関する用語の定義は、次の各項目に定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、本契約で知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、最終改正令和2年6月12日法律第44号）第2条第1項に規定されたものをいう。
- (3) 「秘密情報」及び「個人情報」は、文書・図画・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

## 6-3 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を調査等の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

## 6-4 目的外の使用

本契約のために提供された秘密情報及び個人情報を本契約以外に使用してはならない。

## 6-5 取得の制限

受注者は、本契約の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなくてはならない。

また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

## 6-6 適切な管理

- (1) 本契約の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって漏洩、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、本契約の実施に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、
  - (1) の措置を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (3) 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提出する。

## 6-7 利用者の制限

受注者は、本契約の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、調査等の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

#### 6-8 資料の持出しの禁止

秘密情報及び個人情報、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁氣的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

#### 6-9 複写または複製の禁止

受注者は、本契約を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。

ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

#### 6-10 守秘義務

本契約の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報。
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報。
- (3) 当該調査等と無関係に当事者が知っていた情報。
- (4) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報。
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報。

#### 6-11 契約期間完了後の取扱い

本契約の契約期間完了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体等を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

#### 6-12 第三者への委任等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報及び個人情報の処理に係る当該契約の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。

なお、発注者の承諾を得て当該契約の一部を第三者に委任または請け負った場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について本契約における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

### 6-13 調査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的とした調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

### 6-14 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。

なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

### 6-15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、その損害について賠償の責を負うものとする。

## 7 単価項目に関する事項

### 7-1 クラウドカメラリース

クラウドカメラリースとは、クラウドカメラを月額リースすることをいう。

本項目には、カメラ等のリース基本料、カメラ等のリース料、クラウドサーバの登録手数料、クラウド型サービス利用料、データ通信料、クラウドへの送信画質・通信環境・通信状態の確認等の試験調整および契約書8条に記載されている保守料金等のクラウドカメラのリースに関連する費用についてすべて含むものとする。

ただし、機器の現地設置（交通規制含む）、機器への電力供給は発注者で行うものとし、関連する単価項目には含まないものとする。

#### (1) リース機器

単価項目	台数	リース期間	納入場所	備考
クラウドカメラリースA1	27台	39ヶ月	室蘭管理事務所 札幌管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラリースA2	39台	38ヶ月	札幌管理事務所 旭川管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む

クラウドカメラ リースA3	53台	37ヶ月	室蘭管理事務所 帯広管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースA4	15台	35ヶ月	北広島管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースA5	7台	27ヶ月	室蘭管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースA6	2台	24ヶ月	北広島管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースA7	7台	15ヶ月	室蘭管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースA8	2台	12ヶ月	北広島管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、カメラ等の落下防止装置を含む
クラウドカメラ リースB	2台	35ヶ月	北広島管理事務所	クラウドサーバ、付属品（ケーブル等）、支柱取付金具、ソーラーパネル、ソーラーバッテリー、カメラ等の落下防止装置を含む

(2) リース機器の規格

装置	項目		性能
カメラ部	撮像素子		CMOS
	有効画素数		100万画素以上
	機能	カラー	WDR 機能
		白黒	デイナイト機能
その他		-	
レンズ	ズーム比	レンズ単体	光学 30倍以上
	画角	水平	58.3度～2.4度の範囲を含むこと。
		垂直	34.9度～1.3度の範囲を含むこと。
	ズーム機構		電動制御
	明るさ		F1.6の明るさ以上（最大広角時）
	露出調整機構		オートアイリス
	フォーカス機能		オートフォーカス
カメラケース	耐衝撃性		IK08以上
	構造		IP66以上 設置箇所は、単管パイプ（φ48.6mm）、非常電話提灯支柱、門型支柱、D型情報板支柱、照明柱、F型標識支柱、屋上アンテナ支柱等
	その他		-
旋回装置	旋回角度	水平	360° エンドレス
		垂直	水平面より+20°～-90°以上
レンズ及び旋回装置	プリセット機能		レンズ、旋回装置の組合せにより10ポイント以上のプリセットが可能なこと。
エンコーダ	映像符号化部仕様	出力信号	-
		プロトコル	-
		映像符号化方式	H.264
		フレームレート	30fps以上
		ネットワーク接続	LTE
全体	動作条件		使用温度範囲 -20℃～50℃ 使用湿度範囲 15 - 100% RH (結露可)

	落下防止対策	-
	電源	AC100V 対応、50/60Hz 対応 最大消費電力は 100W 以下  クラウドカメラリース B ソーラー電源対応(クラウドカメラが常時使用可能なソーラーパネル、ソーラーバッテリー等 一式必要な備品含む) ソーラーパネル発電量は 100W 以上

## 8 その他事項

### 8-1 機器

クラウドカメラは、IP カメラ装置と屋外用ルーター（通信ボックス）で構成される。IP カメラ装置は、カメラ、レンズ、旋回装置、エンコーダをカメラケースに一体収納し、カメラ方向調整等が遠方制御可能な屋外設置の旋回式カメラ装置である。

屋外用ルーター（通信ボックス）は、現地のカメラ装置の映像等を伝送するとともに、カメラ装置への電源供給を行う屋外設置の装置である。なお、屋外用ルーター（通信ボックス）は、IP カメラと一体型でもよい。

### 8-2 クラウド型サービス

クラウド型サービスとは、遠隔地にあるPC やスマートフォン、タブレット端末等（以下、「操作PC」という。）のWeb ブラウザ及びアプリ（以下、「Webブラウザ等」）からインターネットを経由し、クラウドカメラの制御やクラウドカメラで撮影した映像を閲覧するために必要なクラウド型サービスのことをいう。クラウド型サービスの仕様は、以下の通りとする。

#### （1）ライセンス数

操作PCのWebブラウザ等からクラウド型サービスにアクセスできるライセンス数は以下のとおりとする。また、同一ライセンスで同時にアクセス可能な端末台数は制限がないものとし、クラウド型サービスで制御可能なクラウドカメラの台数は本契約でリースするクラウドカメラの台数以上とする。

##### 1) 管理用ライセンス

管理用ライセンスは、映像閲覧・カメラ制御（プリセットの選択・設定・変更、方向調整（パン／チルト）、ズーム調整）・カメラ名称の登録・閲覧用ライセンス

の権限設定が可能な権限とし、6ライセンスとする。

## 2) 閲覧用ライセンス

閲覧用ライセンスは、映像閲覧のみ可能な権限で6ライセンス以上とし、管理用ライセンス1ライセンスごとに1ライセンス以上とする。

## (2) クラウド型サービスの更新

クラウド型サービスの更新は必要に応じて、自動で行われ、自動で行われない場合は、クラウド型サービスから無線でダウンロードができるものとする。

## (3) セキュリティ

クラウドカメラサービスのセキュリティは、下記の要件を満たすこと。

### A.データ伝送経路

(ア) TLSv 1.2以上のセキュリティレベルを実装

### B.データ保存領域

(ア) AES 256にて暗号化

### C.ユーザー認証

(ア) HTTPS/Oauth 2でのアクセス

(イ) IP制限が可能

(ウ) 二段階認証の設定が可能

### D.取得認証

(ア) ISO/IEC 27001:2013、ISO/IEC 27001:2022

(イ) ISO/IEC 27017:2015

(ウ) ISO/IEC 27701:2019

## (4) クラウド型サービスの機能

操作PCのWebブラウザ等にてクラウド型サービスにアクセスし、Webブラウザ等からの指示により実行できる機能は以下の通りである。

### 1) サーバログイン機能

操作PCのWebブラウザ等からの要求により、ログインを行う機能である。ログインは管理サーバにて管理しているユーザー名及びパスワードをチェックし、双方が適合した場合のみクラウド型サービスを利用できるものとする。

### 2) 映像表示機能

操作PCでの映像閲覧は6台以上のストリーミング映像を一画面に表示できるものとし、リアルタイム及び過去のストリーミング映像、カメラごとにカメラ名称・年月日・時刻を表示できるものとする。

なお、カメラごとに名称（設置場所の路線及び位置（キロポスト）や構造物等）を登録できるものとする。

### 3) 映像保存機能

クラウドカメラの映像をクラウド型サービス内に自動的に保存するものとし、クラウド型サービス内に映像を保存する期間は30日間以上とし、操作PCのWebブラウザ等からの要求により、保存した映像の一部を月72時間まではダウンロードできるものとする。

また、スナップショット（静止画）保存機能、クリッピング（動画）保存機能、タイムラプス作成及び保存ができるものとし、カメラ1台ごとに2時間までクラウド型サービス内に保存できるものとする。

### 4) 映像視聴機能

HD画質以上での視聴ができるものとする。

### (5) Webブラウザ

利用可能なWebブラウザは以下のとおりとする。

- ・ Microsoft Edge最新版
- ・ Mozilla Firefox最新版
- ・ Google Chrome最新版
- ・ Apple Safari最新版
- ・ i-FILTER最新版

### (6) アプリ

スマートフォン及びタブレット端末のアプリにてクラウド型サービスにアクセスし、アプリからの指示により実行できる機能は8-2(4)のとおりとし、利用環境は、iOS 14.0以降及びiPadOS 14.0以降に対応したものとする。

## 8-3 データ通信

データ通信とは、クラウドカメラの利用に必要な通信のことをいう。データ通信エリアは、北海道支社管内の高速道路上で常時使用するため、時間帯によらず回線速度が低下するリスクが低い通信が可能であるものとする。データ通信量は、クラウドカメラを常時（365日・24時間）接続し続けても、通信速度制限を受けないデータ通信量とする。

## 8-4 クラウド型サービス利用及びデータ通信利用の維持

受注者は、クラウド型サービス利用及びデータ通信利用について第三者に保守を委託することができる。その場合、受注者は委託先を監督員に別途通知するものとする。第三者に保守を委託した場合、利用期間満了までの間に委託先のサービス利用終了等により委託継続が困難となった場合は、速やかに監督員に報告するとともにクラウド型サービス利用契約及びデータ通信利用を常時正常に機能するために、委託先の変更等を行い、利用契約を維持するものとする。なお、カメラ本体に異常があった際の現地機器の回収、

修理機器あるいは代替機器の現地再設置、電源再起動等、カメラが再び使用できるまでの対応は受注者が行うものとし、現地対応で必要となる交通規制は発注者が行う。

様式第1号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 北海道支社  
支社長 殿

(受注者)

住所

会社名

代表者

印

納品書

(件名) 北海道支社 道路状況監視用クラウドカメラリース契約

標記件名について、クラウドカメラの納品を完了したので、届け出ます。

以上